

コミュニティ・スクールと 地域学校協働活動の一体的推進



文部科学省

地域と学校の連携・協働の必要性

地域における 教育力の低下・担い手不足

- 大規模災害の発生や国際情勢の不安定化などに象徴される**将来の予測が困難な時代の到来**
- 少子化・人口減少や高齢化、DXの進展などの**社会の変化**
- 都市化や過疎化による**地域のつながりの希薄化、次世代の担い手不足**

学校を取り巻く問題の 複雑化・困難化

- 子供たちが抱える**困難の多様化・複雑化**
- 学校における**働き方改革**のさらなる推進
- **情報化**の加速度的な進展に関する対応

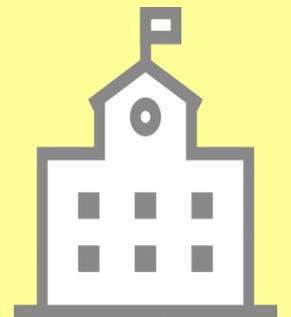
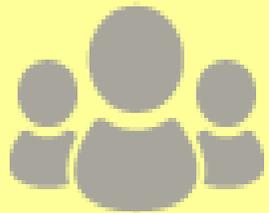
学習指導要領の理念 「社会に開かれた教育課程」

- ① 教育課程を介して**目標を学校と社会が共有**
- ② 子供たちの育成すべき資質・能力を明確化
- ③ **地域の人的・物的資源の活用、社会と共有・連携しながら、開かれた学校教育を展開**

地域 学校

- ◆ **コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）**
- ◆ **地域学校協働活動、地域学校協働本部**

地域と学校の連携・協働体制を一体的に推進



コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

地域学校協働活動

地域と学校が連携・協働して行う
学校内外における活動

※社会教育法第5条

地域学校協働活動推進員



※ 地域学校協働本部

地域の人々や団体による「緩やかなネットワーク」
を形成した地域学校協働活動を推進する体制

地域住民等の参画を得て、

- ・放課後等における学習支援・体験活動（放課後子供教室など）
- ・授業補助、校内清掃、登下校対応、部活動補助などの学校における活動
- ・地域の防災活動やお祭り等地域の伝統行事への参画など地域を活性化させる活動などを実施



地域と学校をつなぐコーディネーターの役割

情報共有

情報共有

委嘱

教育委員会

コミュニティ・スクール
(学校運営協議会を設置した学校)



校長等

※ 学校運営の責任者として教育活動等
を実施する権限と責任は校長が有する

学校運営の
基本方針

学校運営・
教育活動

説明

承認

説明

意見

学校運営協議会

学校運営や学校運営に必要な支援に関する協議を行う
※地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5

- 校長が作成する学校運営の基本方針を承認
- 学校運営について、教育委員会又は校長に意見
- 教職員の任用に関して、教育委員会に意見

地域学校協働活動推進員



(委員) 10~15人程度
・地域住民、保護者
・地域学校協働活動推進員
・その他教育委員会が必要と認める者
(例：近隣幼稚園等・小中学校関係者) など

教職員の
任用

学校運営
の意見

意見

任命

様々な地域学校協働活動

定義

「地域学校協働活動」とは、幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして、以下の様々な取組を組み合わせる実施する活動

学びによるまちづくり・ 地域課題解決型学習・郷土学習

- ◆地域資源を理解し、その魅力を伝えたり、地域活性化のための方策を考え、実行する学習活動
- ◆「ふるさと」について地域住民から学び、自ら地域について調べたり発表したりする学習活動
- ◆地域の産業や商店街の職場体験学習、郷土の伝統・文化芸能学習 など



放課後子供教室

- ◆地域住民の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として行う、学習や体験・交流といった多様な活動



学習支援（地域未来塾）

- ◆中学生・高校生等を対象に、教員OBや大学生などの地域住民の協力によって行う学習支援



家庭教育支援活動

- ◆寄り添いが必要な子供、不登校傾向のある子供等への対応について、保護者が学び合う機会づくり など



学校に対する多様な協力活動

- ◆登下校の見守り、花壇や通学路等の学校周辺環境の整備、子供たちへの本の読み聞かせ、授業の補助や部活動の支援 など



地域の行事、イベント、お祭り、ボランティア活動等への参画

- ◆地域イベントにおけるボランティア体験学習、伝統行事やお祭りでの伝統文化・芸能の発表や楽器の演奏、地域の防災訓練への参画 など



コミュニティ・スクール(学校運営協議会を設置した学校)とは

「学校運営協議会」とは、法に基づき、教育委員会により任命された委員が、一定の権限をもって、学校の必要な運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5)

【学校運営協議会の意義】 (平成16年中央教育審議会答申「今後の学校の管理運営の在り方について」等より)

学校の運営に保護者や地域住民が参画することを通じて、

① **学校の教育方針の決定や教育活動の実践に、地域のニーズを的確かつ機動的に反映させる** <ガバナンスの強化>

とともに、

② 保護者、地域住民等の協力を得て、**地域ならではの創意工夫を生かした特色ある学校づくりや、児童生徒、学校及び地域を取り巻く課題解決**を図る
<地域の人的・物的資源の活用>

法律に基づくコミュニティ・スクールについて

【学校運営協議会の主な機能・権限】 (地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5)

- ① 校長が作成する学校運営の基本的な方針を承認する
- ② 教育委員会又は校長に対して学校の運営に関する事項について意見を述べることができる
- ③ 教職員の任用に関して教育委員会規則に定める事項について、任命権者に意見を述べることができる

学校運営協議会の委員

1. 当事者性

- ボランティアではなく、**特別職の非常勤職員として任命されるため、有償**となる。地域の児童生徒、保護者、住民のために、**当事者として**、よりよい学校運営の実現に向けて責任をもって取り組む。

(学校運営協議会の委員謝金、会議運営費は国が地方財政措置)

2. 自立性・対等性

- 学校運営協議会が一定の権限を有する**自立した合議体**であることにより、委員と教職員とが**対等な立場**で協議をすることができ、その結果を学校と地域とともに実現しようという取組につながる。

3. 責任

- 学校運営協議会の委員は、承認、意見提出に当たり、**学校、児童生徒、保護者、教職員、地域の実情を把握し、課題解決に向けた建設的な提案等を行う責任**を有する。
- 承認した基本方針に基づき、目標の実現に向けて、**学校運営への協力（外部との連携、地域住民の理解醸成等）**について責任をもって取り組む。

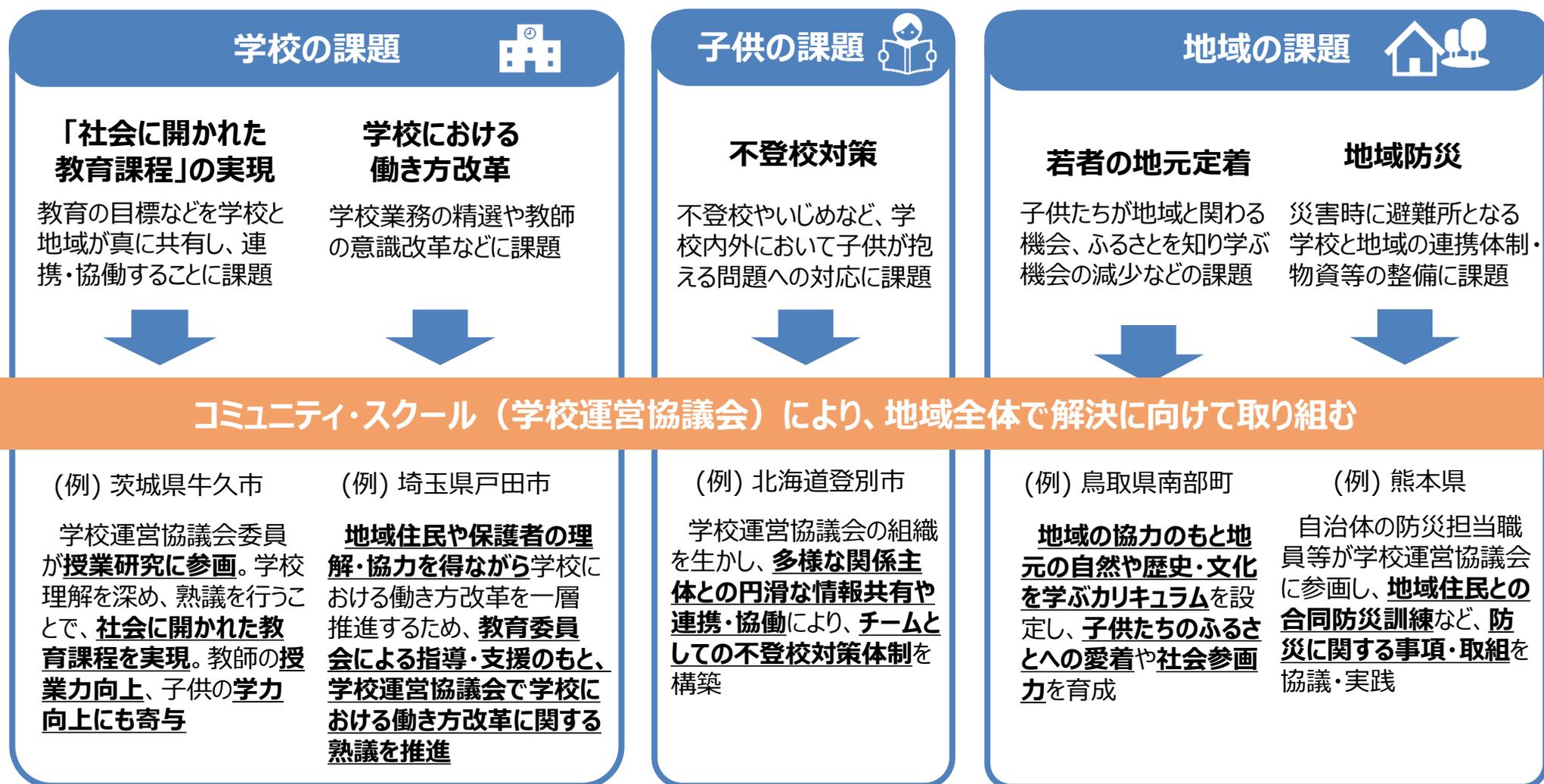
コミュニティ・スクールの有用性

コミュニティ・スクールは、学校と地域をとりまく課題解決のための仕組み（プラットフォーム）

学校や子供たち、地域が抱える様々な課題を学校だけに任せるのではなく、**地域全体で解決を図る**必要性

→ 学校と地域が目標や課題を共有し、協議する**仕組み** = **コミュニティ・スクール**

→ 保護者や地域住民等が**当事者意識**を持って参画することで、様々な取組が活性化



令和7年度 コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査



文部科学省ではコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働活動の一体的な推進による地域と学校の連携・協働体制の構築を推進しており、毎年、実施状況に関する全体的な調査を実施。令和7年度（令和7年5月1日現在）の結果は以下のとおり。

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）

公立学校の導入校数



うち、小・中・義務教育学校



導入自治体数



※コミュニティ・スクール：保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って学校運営に参画する「学校運営協議会」を置く学校

一体的な整備状況

コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の両方が整備されている学校



うち、小・中・義務教育学校



地域学校協働本部

公立学校の整備校数



うち、小・中・義務教育学校



地域学校協働本部数



※地域学校協働活動：幅広い地域住民や団体等が参画し、地域と学校が連携・協働して行う学校内外で行われる子供たちの成長を支える多様な活動

地域学校協働活動推進員等

（地域コーディネーターを含む）

地域学校協働活動推進員等の配置人数



うち、学校運営協議会委員である者



※地域学校協働活動推進員等：地域学校協働活動を実施するにあたり、企画・提案や関係者との調整など全体のコーディネートを行う調整役

今後の方針

- ✔ 地域学校協働活動推進員等の配置充実、課題に対応した追加配置、資質向上等への支援
- ✔ 導入促進と質の確保に向けた、自治体に対するCSマイスターの重点的な派遣
- ✔ 全国フォーラムや自治体向け説明会・協議会、文部科学大臣表彰の実施

更なる導入の加速化、地域学校協働活動との一体的な取組の推進など取組の質の向上を図る



学びの輪、
地域の和。
未来へ繋ぐ

コミュニティ・スクールの導入状況 -学校数-

令和7年5月1日
時点

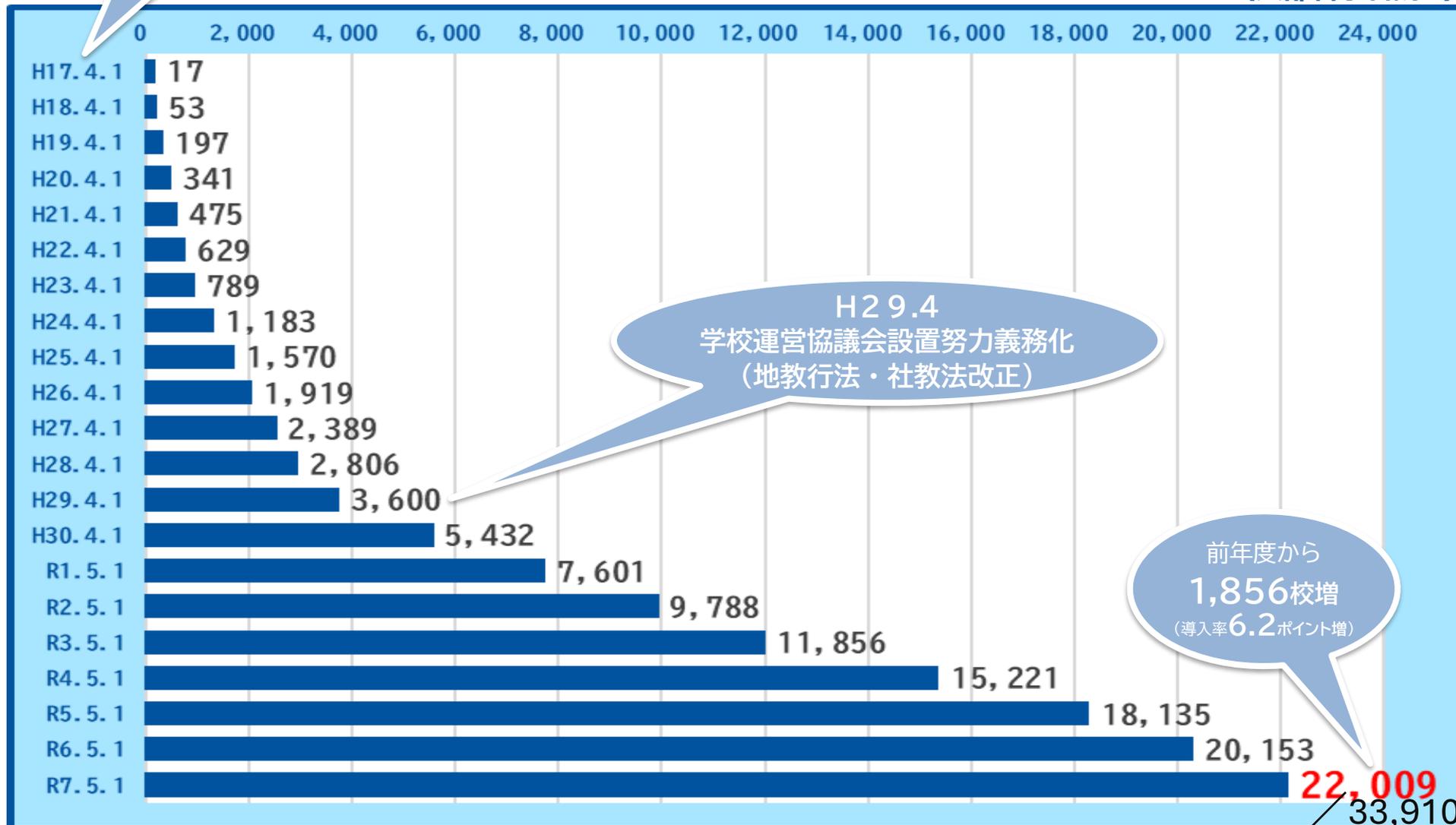
H16.9
学校運営協議会制度創設
(地教行法改正)

コミュニティ・スクールを導入している学校数：**22,009**/33,910校
(学校運営協議会を設置している学校数)

全国の公立学校のうち、**64.9%**がコミュニティ・スクールを導入

全国のコミュニティ・スクールの数

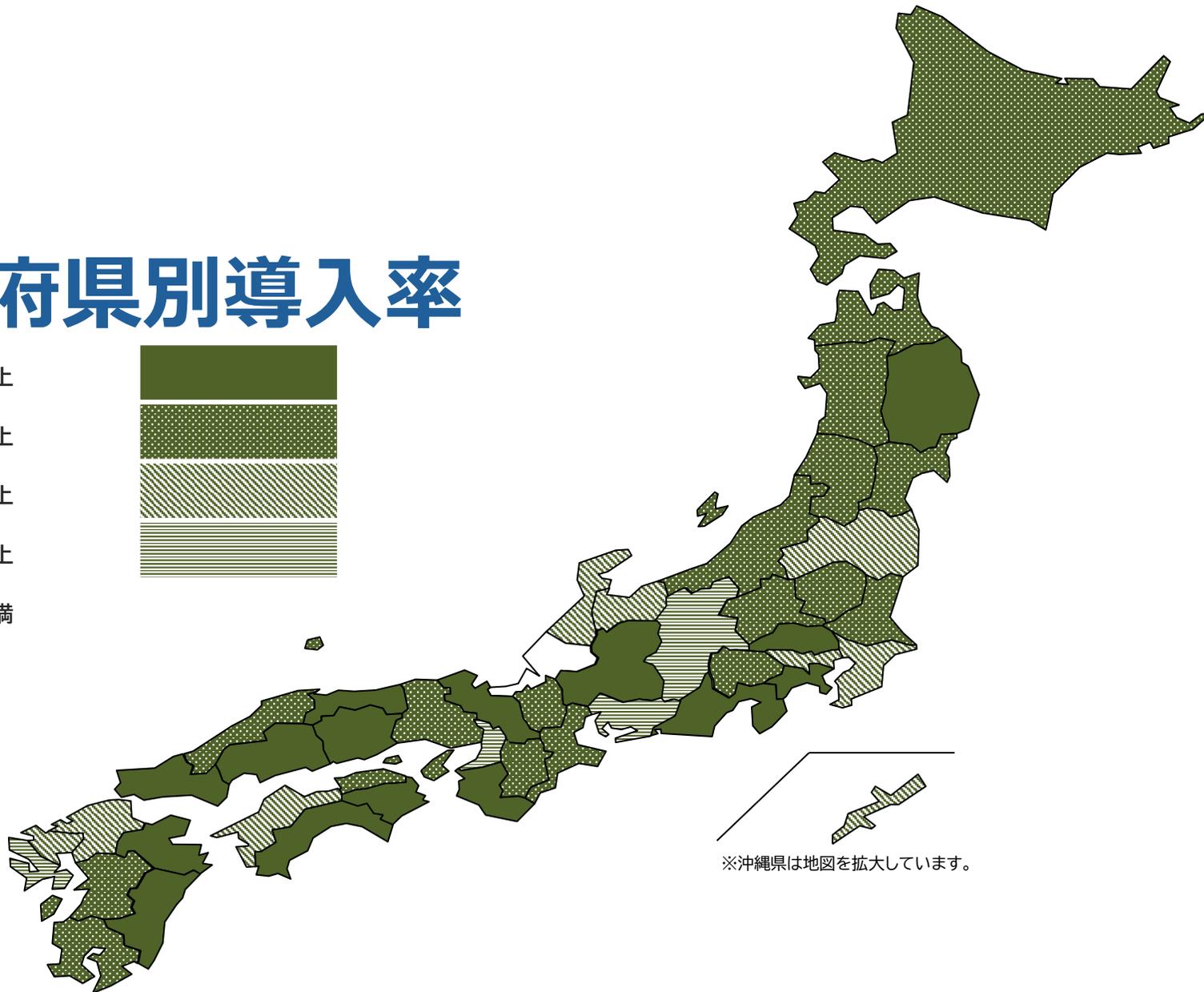
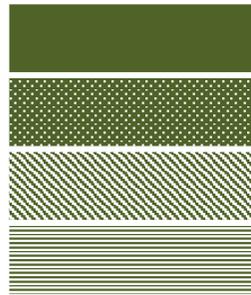
(文部科学省調べ)



(文部科学省調べ)

都道府県別導入率

- 80%以上
- 60%以上
- 40%以上
- 20%以上
- 20%未満

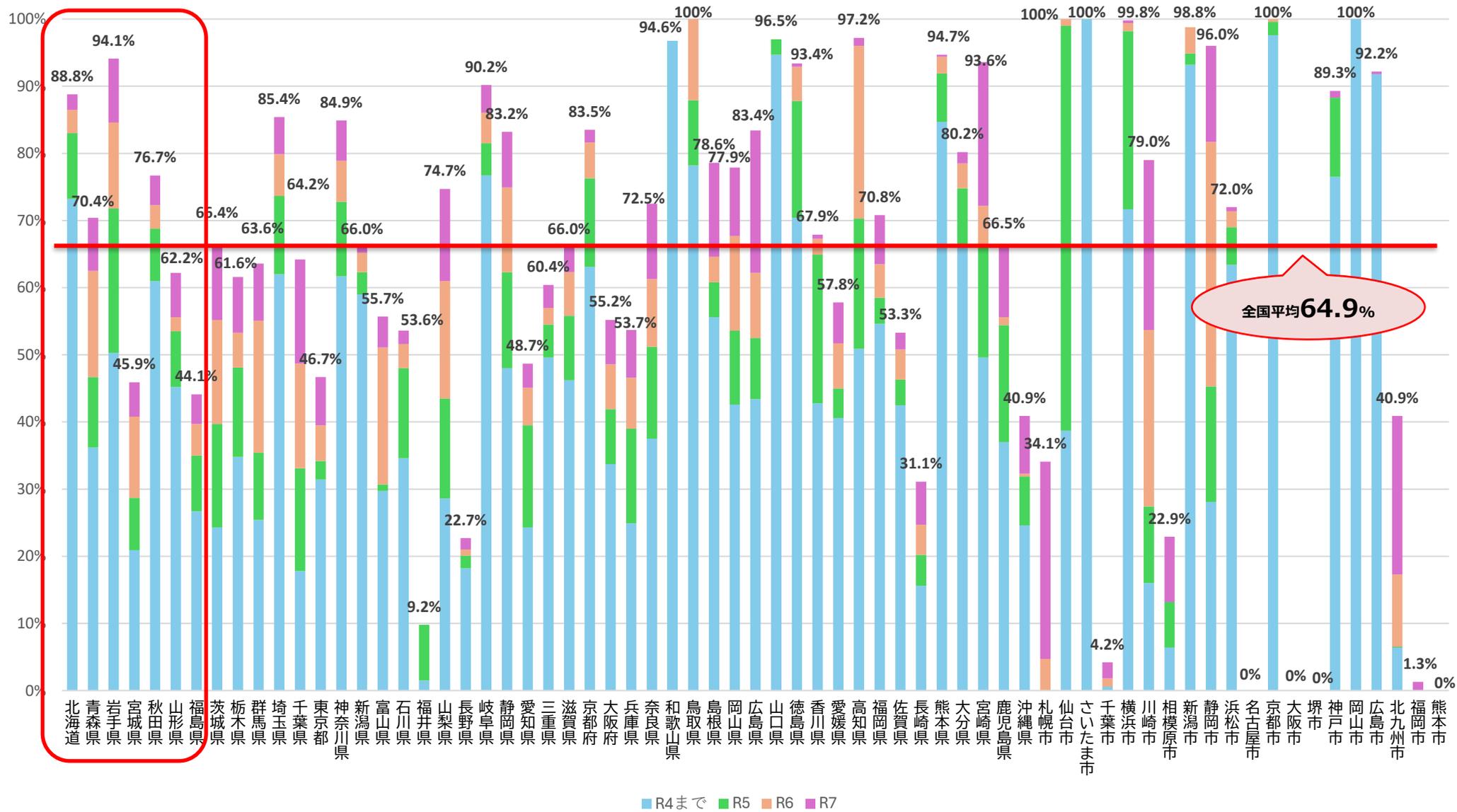


※沖縄県は地図を拡大しています。

コミュニティ・スクールの導入率（令和4年度以降の推移）

各年度とも
5月1日時点

都道府県・指定都市別/全学校種



都道府県（指定都市含まず）

指定都市

コミュニティ・スクールの導入状況 -校種別導入校数の推移-

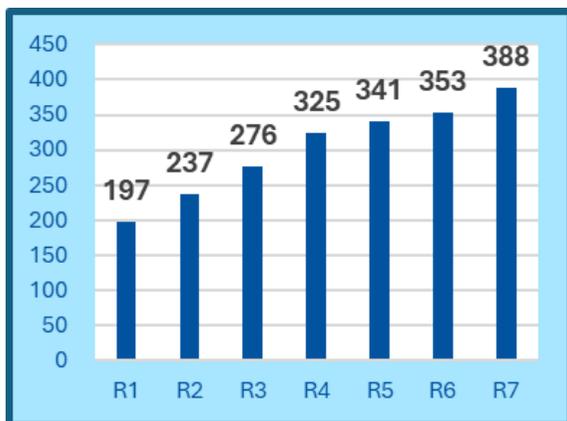
令和7年5月1日
時点

(文部科学省調べ)

幼稚園

388/2,085園

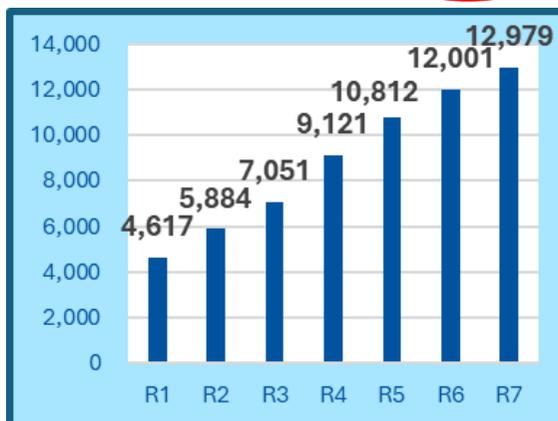
18.6%



小学校

12,979/18,073校

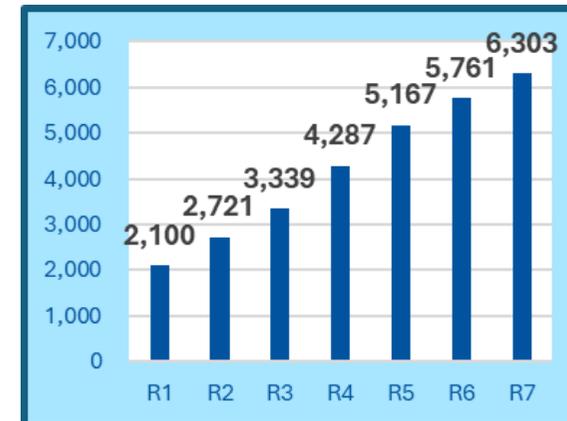
71.8%



中学校

6,303/8,906校

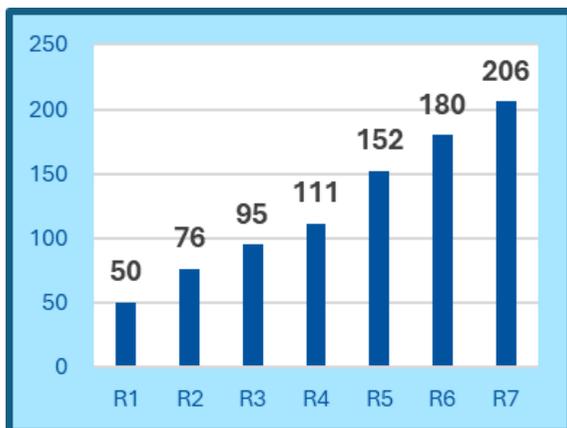
70.8%



義務教育学校

206/254校

81.1%

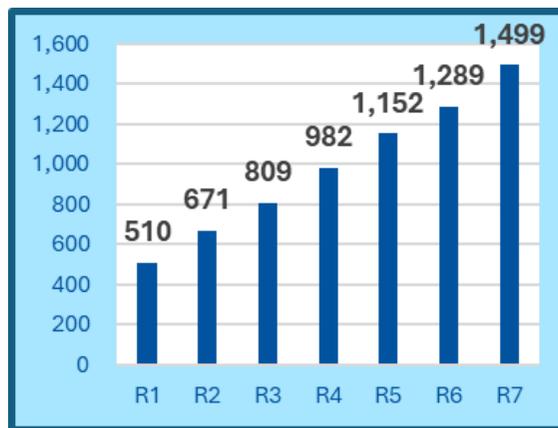


高等学校

(中等教育学校含む)

1,499/3,458校

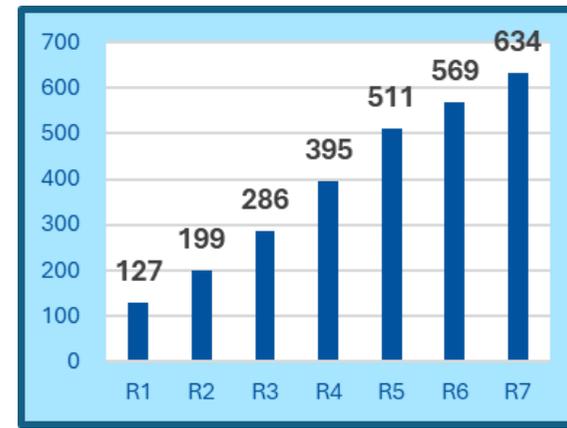
43.3%



特別支援学校

634/1,134校

64.9%



政府重要文書におけるコミュニティ・スクール及び地域学校協働活動関係の記載

経済財政運営と改革の基本方針2025～「今日より明日はよくなる」と実感できる社会へ～（令和7年6月13日閣議決定）（抜粋）

（質の高い公教育の再生）

学校の働き方改革を通じたこどもたちの豊かな学びを実現するため、**コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組**や部活動の地域展開・連携の全国実施を**加速する**とともに、多様な児童生徒の教育機会を保障するため、特別支援教育の体制や環境の充実、養護教諭の支援体制の推進、学びの多様化学校や夜間中学の全国的な設置促進・機能強化、地域の日本語教育の体制整備、外国人児童生徒への支援体制の強化、在外教育施設の特色を活かした機能強化、学用品の学校備品化の取組周知を推進する。

地方創生2.0基本構想（令和7年6月13日閣議決定）（抜粋）

6. 政策パッケージ

（1）安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生

③地域に愛着を持ち、地域で活躍する人材の育成

i. 学校と地域との連携の深化、学校を核とした魅力的な地域づくり

保護者や地域住民等が学校運営に参画するコミュニティ・スクールと、地域住民や地元産業界等が参画する地域学校協働活動の一体的な取組の推進に向けて、地域学校協働活動推進員の配置促進を含む支援を行う。また、過疎・離島地域を含む公立高校などへの支援の拡充を図る。特に、専門高校においては、立地する基礎自治体や産業界等と連携した地域人材育成の取組（寮機能を含む交流拠点の整備を含む。）や、産業界等からの人材派遣（教師人材バンクの構築支援を含む。）等の伴走支援による実践的な専門高校運営モデルの構築等を進める。また、学校の通信ネットワークの改善に取り組む。**地域コミュニティや産業界の学校教育への参画強化**、キャリア教育やA I活用による英語での地域の魅力発信等を進めるとともに、郷土に関する教育の観点を含めて次期学習指導要領に向けた検討を進め、必要な措置を講ずる。

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025（令和7年6月13日閣議決定）（抜粋）

VI. 人への投資・多様な人材の活躍推進

3. 産業人材育成プラン

②各教育段階における産業人材の育成に向けた教育プログラムの充実

社会や産業に真に裨益（ひえき）する人材育成を強化するため、都道府県が地域の実情に応じて高校教育改革を展開できるよう、国が基本的な方針を示し、都道府県が自ら作成する実行計画に基づく改革を支援する仕組みづくりを進め、探究・文理横断・実践的な学びの充実、グローバル人材やD X・A I・半導体・コンテンツ産業等の人材育成、普通科改革等を通じた高校の特色化・魅力化を図る。また、その実効性が高まるよう、高校・大学・大学院改革を一気通貫で推進する。特に専門高校については、**学校運営協議会等を活用し、地域の人材育成ニーズを把握しつつ、産業界等からの人材派遣（教師人材バンクの構築支援を含む。）等の伴走支援による実践的な専門高校の運営モデルの開発・普及や、専門高校を拠点とした地方創生支援・地域人材の育成を進める。**

地域と学校の連携・協働体制構築事業

～コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進～

令和8年度要求・要望額
(前年度予算額)

77億円
71億円)



文部科学省

現状・課題

- 予測困難なこれからの社会においては、**学校・家庭・地域が連携・協働し、社会全体で学校や子供たちの成長を支えることが重要**
- **コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進することで、学校・家庭・地域が連携・協働して、自立的・継続的に子供を取り巻く課題を解決できる地域社会の実現を目指す**
※コミュニティ・スクール導入率：R6.5時点:20,153校、58.7%
- 放課後児童対策の一層の強化に向け、予算・運用等の両面から集中的に取り組むべきものとして策定した「**放課後児童対策パッケージ**」に基づく取組を推進（地域学校協働活動の一環としての放課後子供教室と放課後児童クラブの連携促進等）

関連文書

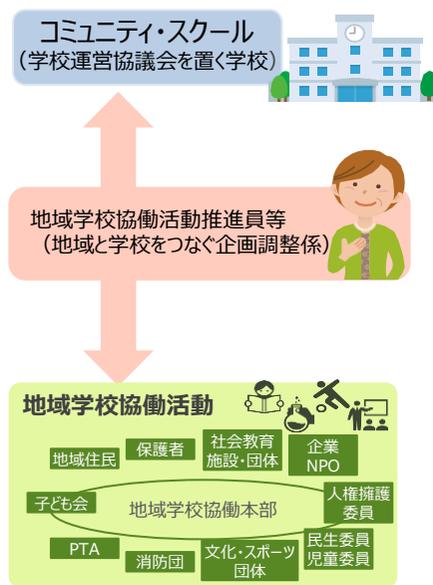
- ・経済財政運営と改革の基本方針2025 (R7.6.13閣議決定)
- ・地方創生2.0基本構想 (R7.6.13閣議決定)
- ・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 (R7.6.13閣議決定)

事業内容

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進する自治体の取組に対する財政支援

(事業実施期間：平成27年度～)

| | |
|------|---|
| 交付先 | 都道府県・政令市・中核市 (以下「都道府県等」) |
| 要件 | ①コミュニティ・スクールの導入または導入計画があること ②地域学校協働活動推進員等を配置していること |
| 補助率 | 国1/3、都道府県等1/3、市区町村1/3 ※都道府県等が直接実施する場合、都道府県等2/3 |
| 支援内容 | 地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等に係る諸謝金、活動に必要な消耗品等 |



▶ 教育委員会の伴走支援体制の構築・強化

- CSアドバイザーの配置促進
- 学校運営協議会委員、推進員等、地域ボランティア等に対する研修の充実

▶ コーディネート機能の強化

- 地域学校協働活動推進員等の配置を促進
学校における働き方改革（部活動の地域展開含む）、**郷土教育や地域産業を担う人材育成**などの地域課題に応じた追加配置や常駐的な活動等を支援

▶ 地域学校協働活動の実施

- **学校における働き方改革に資する取組**、放課後等における**学習支援（地域未来塾等）**や体験・交流活動等を支援
- **郷土学習に係る活動**等を支援
- 共働き世帯の増加に伴う**学校始業前(朝)における活動等**を支援

ロジックモデル

アウトプット（活動目標）

- すべての自治体で地域学校協働活動等の学校・家庭・地域が連携・協働した教育活動を実施
【参考】 予算補助を受ける自治体 R4:1,356自治体 R5:1,366自治体 R6:1,374自治体
- 地域学校協働活動推進員等の数の増加
【参考】 予算補助を受ける自治体が配置している地域学校協働活動推進員等の人数 R4:30,520人 R5:31,125人 R6:32,675人
- コミュニティ・スクールの導入や質の向上等に関する研修会やアドバイザーの派遣を実施する自治体（都道府県・政令市）の増加

短期アウトカム（成果目標）

- 子供を取り巻く課題（学校運営上の課題）を改善・解決した自治体の増加
- 子供を取り巻く課題（地域の課題）を改善・解決した自治体の増加
- 子供を取り巻く課題（家庭の課題）を改善・解決した自治体の増加

中期アウトカム（成果目標）

- 学校・家庭・地域の連携が進み、全ての公立学校において、様々な課題に対して協働して取り組む体制の整備
【参考①】地域学校協働本部がカバーしている公立学校の増加 R6:21,935校
【参考②】コミュニティ・スクールを導入している公立学校の増加 R6:20,153校
【参考③】地域学校協働活動等に参画する地域住民の増加 R6:910万人

長期アウトカム（成果目標）

- 地域と連携した教育活動の充実により、地域に愛着を持った児童生徒を育成
【参考】「地域や社会をよくするために何かしてみたい」と感じている児童生徒の割合 R6:83.5%

(担当：総合教育政策局地域学習推進課)

【地元企業の地域学校協働活動への参画促進に向けた法人税の税額控除の創設】

[法人税、法人住民税]

要望内容

- **地元の学校**における教育活動へ参画し、地域人材の育成、学校運営上の課題解決等に**貢献する地元企業**について、当該企業が支出した貢献に係る費用の一定割合を、当該企業の法人税額から控除。
- 人口減少社会における持続可能な地域経済の振興、充実した学校教育活動の展開に向け、寄附の損金算入による軽減効果に加え、税額控除のメリットを付与することにより、企業の参画を促進する。〔3年間の租税特別措置〕



- ・貢献に係る活動が「地域学校協働活動」として位置付けられていること
- ・活動について学校運営協議会の承認を得ていること
- ・活動日数、貢献に係る費用等が基準以上となっていること

貢献に係る活動例

民間企業がそのリソースを使って学校教育等に貢献する活動

- 専門高校との連携・協働による産業人材育成(講師派遣、実習受け入れ、施設貸与)
- 中学校技術科、高校情報科の指導者・指導補助者派遣
- 学校の働き方改革に係る支援(地域クラブ活動・部活動への指導者派遣等)

背景・現状

- 人口減少が急速に進む中、地域産業を担う人材の育成や持続可能な充実した学校教育活動の展開には、地域における民間企業の参画が必要不可欠。
- 企業の「民の知見」や人的支援をニーズの高い特定分野の活動へ誘導するためには、(損金算入に加えて)強力なインセンティブが必要。

目標・効果

企業が参画する地域学校協働活動の増加により、
・地元産業界が関与する、地域の産業人材の育成が促進される。
・学校における情報教育の充実・高度化が促進される。
⇒**官民協働の取組促進により、地方創生、経済活性化を通じた国力増強を実現**

【目標】:

- ・教育課程の一環として継続的に産学連携を実施する専門高校の割合70%(R6年:58.5%)
- ・中学校における情報教育の臨時免許・免許外担任による指導体制(R6年;約2400人)を解消
- ・R10年度までに公立学校のコミュニティ・スクール導入率80%(R6年;58.7%)

【事例】 鳥取県南部町

町ぐるみで若者の地元定着を図るコミュニティ・スクールの取組

「地域とともに歩む学校づくり」による、町ぐるみでの若者の地元定着

取組概要

- 地域の協力のもと、郷土の自然や歴史・文化を学ぶ10年間一貫したカリキュラム「まち未来科」を生活科・総合的な学習の時間に設定。
- 夏祭りやバザー等の地区行事で子供たちが活躍できる場を作る。

成果・効果

- ◆地域の子供を地域全体で育てる意識の醸成。
- ◆中学校卒業後も継続して地域とつながる仕組みとして、高校生サークルや青年団を組織。

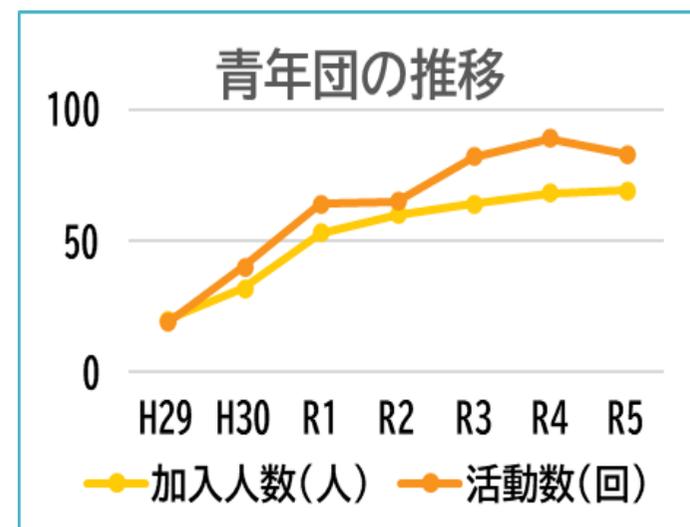
「まち未来科」で身につけてほしい4つの力

ふるさと
愛着力

将来
設計力

社会
参画力

人間関係調整力



コミュニティ・スクールにおいて地域と学校が一体となり、様々な地域活動の機会を提供している事例

おがのまち りょうかみ おがの みたがわ ながわか おがの
埼玉県小鹿野町(小鹿野町立両神小学校、小鹿野小学校、三田川小学校、長若小学校、小鹿野中学校)

背景・取組概要

学校運営協議会において、「**小鹿野町が目指す子どもの姿や学校の姿を実現するための地域参画**」というテーマのもと、年間を通して熟議を行っている。

工夫・ポイント・特徴的な取組

○薬師堂マーケットの取組

「かつてにぎやかな縁日や市が立っていた薬師堂を再現することで自分たちの住む地域を活性化させたい」という児童の思いに、檀家、同町地域おこし協力隊、企業・農家、町役場が全面協力した。当日の参加者は200人を越え、盛大な催しとなった。



○両神山登山

自然公園指導員や山岳救助隊員、小鹿野警察署、小鹿野町役場職員の協力のもと、児童の安全を確保しながら、地元の名峰であり**日本百名山に選定されている両神山**を登山することで、**郷土への誇りや愛着、地域とのつながりを深めることができる取組**を行っている。



成果・効果

【埼玉県学習状況調査・質問項目】

「今住んでいる県や市町村の歴史や自然に関心を持っていますか」

→ **全ての学年が県の平均値を大きく上回った。**

| | R 4 | | R 5 | |
|----|------|-------|------|-------|
| | 埼玉県 | 本校 | 埼玉県 | 本校 |
| 4年 | 75.5 | 66.7 | 64.9 | 84.6 |
| 5年 | 72.8 | 92.8 | 69.0 | 77.8 |
| 6年 | 63.5 | 100.0 | 76.2 | 100.0 |

【事例】CSの仕組みを活かした地域農業の担い手育成の取組 (大分県立久住高原農業高校)

久住高原農業高校では、コミュニティ・スクールの仕組みを活かし、地域と連携した特色ある教育活動を展開。産官学連携による実践的な農業学習や地場企業・地元農業法人による就職説明会の開催等により、魅力ある学校づくりと生徒の地元定着、地域農業の担い手育成の好循環を実現。



久住高原農業高校

CSのミッション

1. 特色ある教育活動の展開 (経営計画、教育課程など)
2. 企業・農業法人・地元農業関係者や大学等との連携
3. 全国募集などの定員確保に関する支援 等

地域と連携した特色ある教育活動

地域農業法人代表(CS委員) 所有の牧場でのインターン



大学准教授(CS委員)による ウシの発育調査実習



竹田市が誇る発酵食品についての学習会



近隣小学校へのアウトリーチ (野菜栽培方法の指導)



チャレンジMy農場

地元農家や自治体の協力により、実際に一から農業を体験し、やりがいや魅力を学ぶ取組



①栽培計画を立案 → ②作物に適した農場づくり → ③農場で収穫できた作物の加工・販売

うし部



JA全農おおいと人材育成に関する協定を結んでおり、活動の一環として寄贈された牛舎を実習や部活等で使用。全国の農業高校同士で飼育している和牛に対する取組や肉質を競い合う「和牛甲子園」で入賞を目指す。

魅力ある学校づくりと生徒の地元定着の好循環

学校運営協議会委員

- ◎竹田市教育委員会教育長
- ・竹田市総務課長
- ・竹田市久住支所長
- ・地域代表
- ・企業代表
- ・大分県豊肥振興局長
- 九州大学准教授
- ・近隣小中学校長
- ・地元農業関連企業代表
- ・地域農業法人代表
- ・同窓会長、PTA会長 等

産官学連携による 実践的な農業学習



地場企業、地域農業法人 見学会・就職説明会の開催



近隣大学

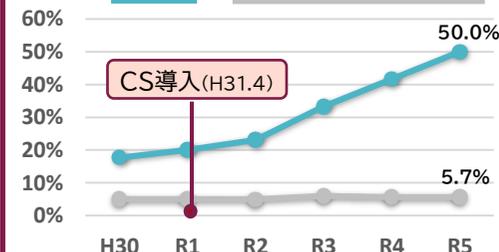
地場企業

行政

地元農業法人

卒業生の進路(就農率)

就農率 就農率(農業高校の全国平均)



※就農率は就職者に対する就農者の割合

コミュニティ・スクールへの若者世代の参画



菅 新汰さん(下関市立大学4回生、山口県山口市在住)

2024年度～

山口県山口市立名田島小学校(出身校)

学校運営協議会委員／地域学校協働活動推進員

地域資源を活かした授業づくりのサポート、探究活動のコーディネート等を担当

きっかけ

卒業生として学校の創立記念行事に関わる中で推進員に興味を持っていたところ、前任の方から声をかけていただく。

#CS育ち

CSの中学校で育ち多くの活動の場をいただく中で、「中学生の自分を地域の方が全員が育ててくれている。」と感じた。その原体験から、「**将来は地域のために恩返しをしたい**」という想いを持っていた。

#広がるつながり

委員や推進員として活動することで、**地域の行事や自治会の会議などに呼ばれることが増えた。**住民とのつながりも強くなり、**地域の一員としての自覚もより高まってきている。**

#地域の変化

若者が参画することで、「**自分よりも若い人が頑張っているので、自分も関われば。**」という保護者世代が出てきた。「**行事等に参加するハードルが低くなった。**」という声も。また、**児童も気軽に話しかけてくれるようになった。**

#提案

自分の地元、母校に関わりたい学生は一定数存在。若者が主体的に参画してもらえるようにすることが重要。若者にも目に留まる方法で公募したり、まずは地域行事を手伝ってもらったりするところから始めてみては。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の概要

趣旨

教員に優れた人材を確保する必要性に鑑み、公立の義務教育諸学校等における働き方改革の一層の推進、組織的な学校運営及び指導の促進並びに教員の処遇の改善を図るため、教育委員会に対する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定及び公表等の義務付け、主務教諭の職の新設、教職調整額の基準となる額の引上げ、義務教育等教員特別手当の内容に関する規定の整備等の措置を講ずる。

概要

1. 学校における働き方改革の一層の推進

(1) 教育委員会における実施の確保のための措置

- 教育委員会に対し、教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置(業務量管理・健康確保措置)を実施するための計画(業務量管理・健康確保措置実施計画。以下「計画」という。)の策定・公表、計画の実施状況の公表を義務付ける。
- 計画の内容及び実施状況について、総合教育会議への報告を義務付ける。
- 計画の策定・実施に関して、都道府県教育委員会による市町村教育委員会への指導助言等を努力義務とする。

→ 給特法第8条関係

2. 組織的な学校運営及び指導の促進

児童等の教育をつかさどるとともに、学校の教育活動に関し教職員間の総合的な調整を行う「主務教諭」を置くことができることとする。

→ 学校教育法第27条、第37条関係

3. 教員の処遇の改善

(1) 高度専門職にふさわしい処遇の実現

教職調整額の基準となる額を給料月額4%から10%まで段階的に引き上げる。

※幼稚園の教員に係る教職調整額については、子ども・子育て支援新制度の枠組みにおいて、処遇改善に資する財政措置が講じられていること等に鑑み、現状維持とする。

→ 給特法第3条関係

施行期日

1及び2については、令和8(2026)年4月1日
3については、令和8(2026)年1月1日

→ 附則第1条関係

(2) 学校における実施の確保のための措置

- 公立学校が、学校評価の結果に基づき講ずる学校運営の改善を図るための措置が、計画に適合するものとなることを義務付ける。

→ 学校教育法第42条関係

- 公立学校の校長が学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する「基本的な方針」に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含める。

※学校運営協議会を置く学校

→ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5関係

(2) 職務や勤務の状況に応じた処遇の実現

- 義務教育等教員特別手当を校務類型に応じて支給することとし、その困難性等を考慮して条例で支給額を定めることとする(学級担任への加算を想定)。

→ 教育公務員特例法第13条関係

- 指導改善研修を受けている教員には、教職調整額を支給しないこととする。

→ 給特法第3条、第5条関係

第四節 学校運営協議会 第四十七条の五

| 旧 | 新 |
|--|--|
| <p>4 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。</p> | <p>4 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成、<u>当該対象学校における公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第七条第一項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施</u>その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。</p> |

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

十一、業務量管理・健康確保措置の実施における学校運営協議会の役割の重要性に鑑み、学校運営協議会の設置を推進するとともに、学校運営の支援機能向上、学校運営協議会委員の研修の改善と適切な処遇を行うこと。

法改正を踏まえた対応例

コミュニティ・スクール（学校運営協議会を設置した学校）

学校運営協議会

学校運営や学校運営に必要な支援に関する協議を行う
校長が作成する**学校運営の基本的な方針**を承認

【法改正により求められる事項】
校長が作成する「**基本的な方針**」に、
業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含める

校長

①報告

学校における
・働き方改革の取組内容
・取組の実施状況等
について報告

報告

②協議

報告内容を基に、
・学校、保護者、地域住民等の業務分担の在り方
・業務の優先順位を踏まえた精選・見直し
等について協議

※その際、「学校・教師が担う業務に係る3分類」の「学校以外が担うべき業務」について、例えば、
✓保護者・地域住民等に対応を依頼することが出来ているか
✓その他の業務について教師の負担軽減に必要な支援が得られているか
を確認。

④基本的方針の作成・承認

学校において講ずる
「**業務量管理・健康確保措置**」の内容を**基本的な方針**
に明記し、学校運営協議会
の承認を得る。

意見

説明

承認

③体制構築等

必要な体制を構築するため、学校運営協議会として、
・外部機関、地域住民等との調整（ボランティア募集等）
・保護者・地域住民への情報提供
・教育委員会又は校長に対する意見提出等
の対応を行う。

地域学校協働
活動推進員等が
コーディネート

意見

⑤アクション

保護者・地域住民等と連携
しつつ、業務量管理・健康
確保措置の適切な実施に取り
組む。



【事例】学校運営協議会を起点とした学校における働き方改革（埼玉県戸田市）

地域住民や保護者の理解・協力を得ながら学校における働き方改革を一層推進するため、教育委員会による指導・支援のもと、学校運営協議会で学校における働き方改革に関する熟議を推進。

学校・学校運営協議会の取組

◆学校運営協議会において、**学校における働き方改革に関するテーマ**について、熟議。教職員を交えた拡大学校運営協議会でも取り扱っており、**継続的・重点的に取り組んでいる**。

➡今まで**教員が担っていた業務の一部を地域の方へ依頼**。

例

- ・行事（運動会、学校公開、音楽会等）における片付け、保護者の受付・誘導、警備
- ・体力テストや家庭科の実習の補助
- ・校外学習の引率
- ・入学当初の1年生の、登校時・登校後や休み時間の見守り、清掃や給食の補助
- ・保護者懇談の際の児童の見守り
- ・保護者が来校し、児童と共にトイレ清掃を重点的に実施
- ・登下校時のルールや見守りの際の指導の内容について、学校と地域で共に考案（→業務時間の削減でなくとも、教員にとって大きな連帯感が生まれる）



教職員を交えた拡大学校運営協議会

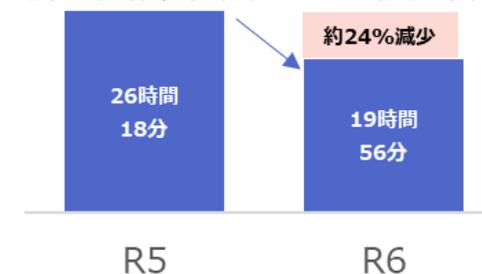


地域住民による登校時の見守り

成果と今後の展望

- ◆市内の教職員の**時間外在校等時間が減少**。
- ◆戸田南小のように、学校運営協議会ごとに工夫を凝らした取組が見られはじめるようになった。
- ◆今後は、教育委員会の支援を**学校の実情に応じて伴走**することでさらに**自走を促していく取組にシフト**。

4～1月の時間外在校等時間平均のグラフ（戸田南小学校）

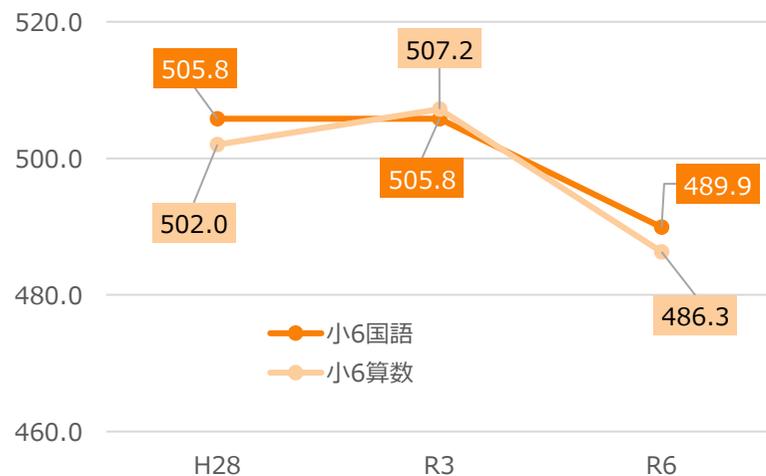


経年変化分析調査・保護者に対する調査の結果（概要）のポイント

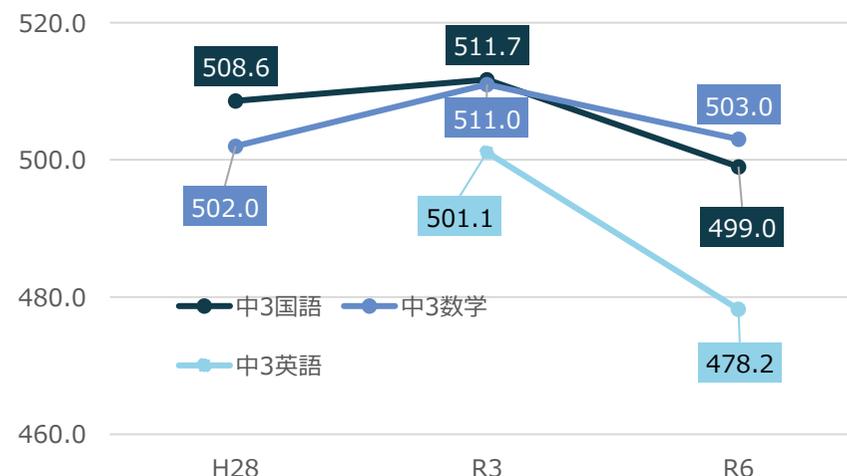


1 経年変化分析調査の結果

平均スコアの推移（小学校）



平均スコアの推移（中学校）



平成28年度、令和3年度、令和6年度（PBT実施校）の結果を比較したところ、各教科において以下のようなことが観察された。ただし、全国の本調査のスコア分布の状況に関する変化の有無は中長期的に継続して分析する必要があり、次回（令和9年度予定）以降の結果もあわせて引き続き分析していくこととする。

(1) 国全体のスコアの推移（基準年との比較）

- ・ 小学校国語・算数、中学校国語・英語については、本調査のスコアの低下が見られた。
- ・ 中学校数学については、本調査のスコアの変化は見られなかった。

(2) 社会経済的背景（SES）とスコア

- ・ SESが低い層の方がスコアの低下が大きい状況が確認された（中学校英語を除く）。

2 保護者に対する調査の結果 -1

※掲載している割合を示すグラフは誤記入、無回答を除いているため、合計しても100%に満たない場合がある。

R6経年・保護者

※ 内の数字は相関係数

(注) 過去の保護者に対する調査結果と厳密に比較する際には、抽出対象となる母集団の違いや回収率等を考慮した分析が必要。

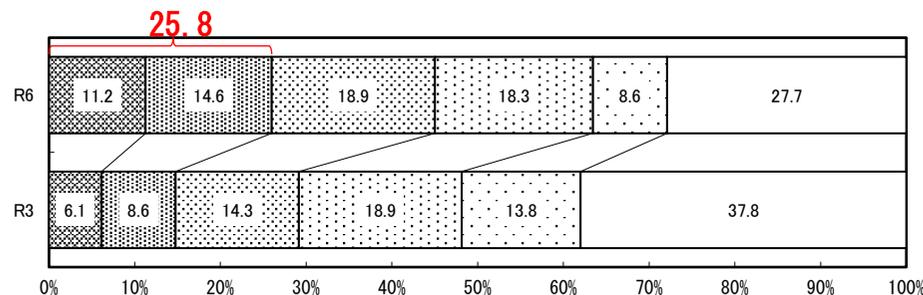
児童生徒の学校外での過ごし方

◆ スマートフォンの使用時間も前回調査から増加。スマートフォンの使用時間が一定程度を超えると、経年変化分析調査のスコアは低下。

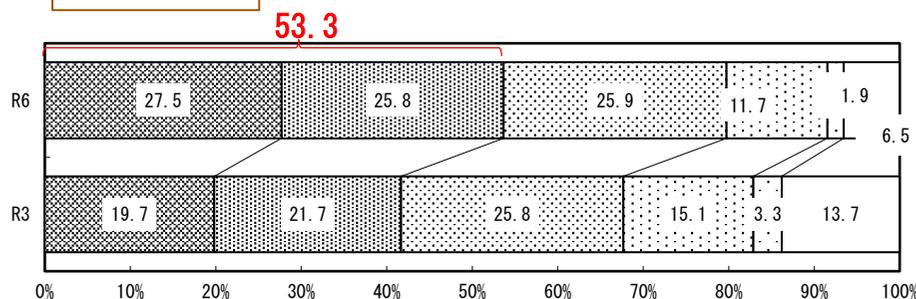
子供の1日の携帯電話・スマートフォンの時間

- 3時間以上
- 2時間以上、3時間より少ない
- 1時間以上、2時間より少ない
- 1時間より少ない
- 携帯電話やスマートフォンを持っているが、普段は使っていない
- 携帯電話やスマートフォンを持っていない

小学校

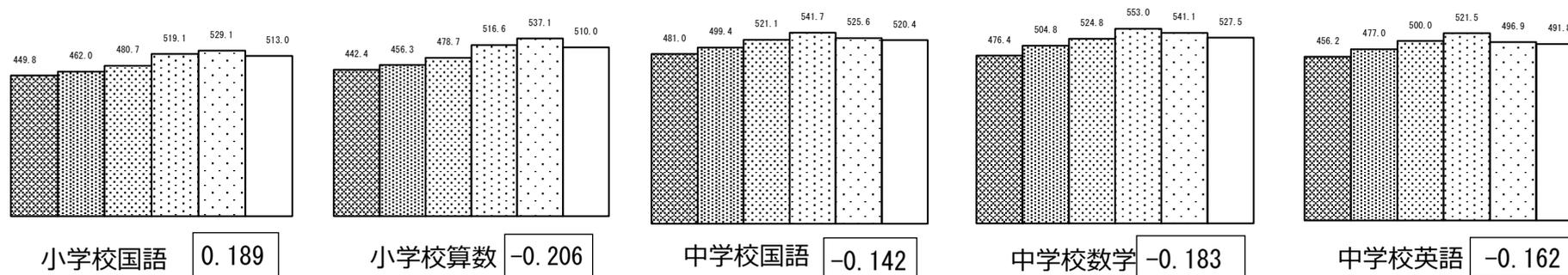


中学校



クロス集計

選択肢ごとの教科の平均スコア



3 保護者に対する調査の結果 - 2

※掲載している割合を示すグラフは誤記入、無回答を除いているため、合計しても100%に満たない場合がある。

R6経年・保護者

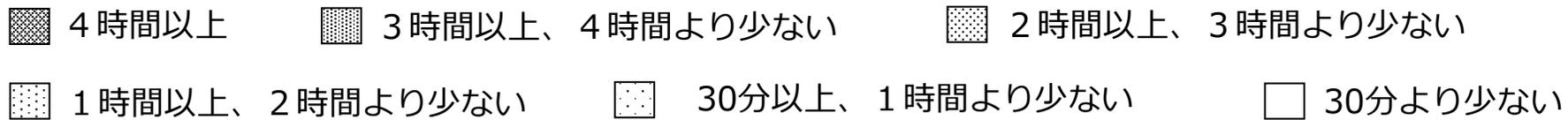
※ 内の数字は相関係数

学校外での過ごし方に影響を与えるもの

(注) 過去の保護者に対する調査結果と厳密に比較する際には、抽出対象となる母集団の違いや回収率等を考慮した分析が必要。

- ◆ テレビゲーム、SNS・動画視聴の**保護者の使用時間が長いと、子供の使用時間もそれぞれ長い。**
- ◆ 「**ゲームの時間を限定している**」保護者の子供の方が、**テレビゲームの時間が短い。**
- ◆ 「**スマホルールを守るよう促す**」保護者の子供の方が、**SNSや動画視聴の時間が短い。**

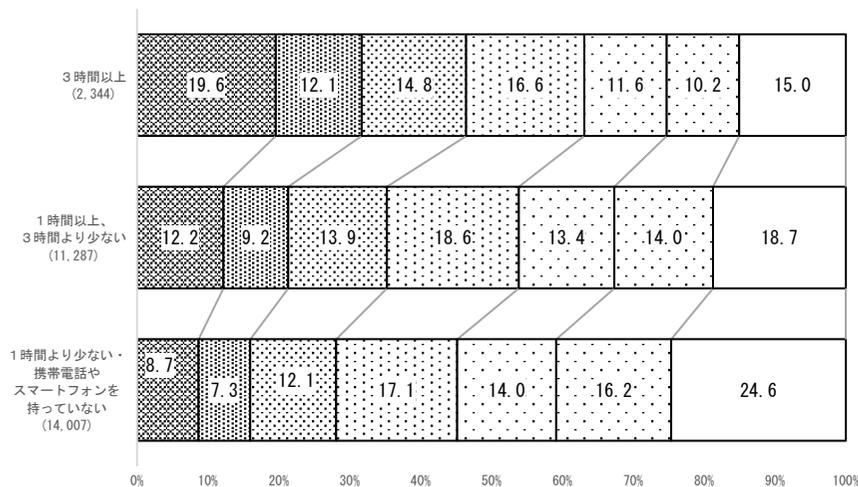
子供のSNS・動画視聴の時間



保護者のSNS・動画視聴の時間

小学校

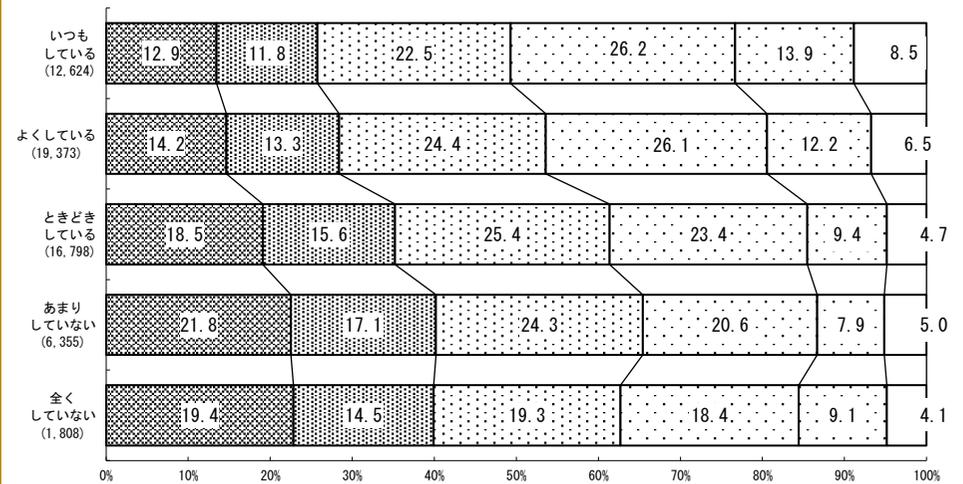
※中学校でも同様の傾向。



スマホルールを守るよう促す

中学校

※小学校でも同様の傾向。



全ての児童生徒を対象に、退職教員や大学生等の地域住民等の協力により実施する原則無料の学習支援

地域学校協働活動

- 教育活動、授業内容、全国学力・学習状況調査の状況等の共有
- 宿題実施にあたっての指導方法等の共有
- 学校で実施できなかった実験等の実施依頼



地域学校協働活動推進員
(地域と学校をつなぐコーディネーター)



地域住民等の参画による放課後等の学習支援

学校の空き教室や図書室、公民館等において、学習支援等を実施

学習支援員等

参画

退職教員、大学生、地域住民、
民間教育事業者等の様々な地域人材

【学習支援活動の例】

- 予習・復習、補充学習・ICT（学習アプリ等）を活用した学習
- 英検・数検等検定試験対策、定期考査前の集中プログラム



- 実費以外は原則利用者負担なし
- 家庭の経済状況等にかかわらず、全ての児童生徒が参加可能
- 複数校の児童生徒を対象とした教育支援や、外国籍の生徒を対象とするプログラムなど地域の実情に応じて多様な支援が可能
- 学習支援員等への謝金や消耗品費等を国より一部補助
※R6年度実績：4,252教室（444自治体）



- 社会的経済的背景によらず、誰もが学ぶことができる環境の実現
- コミュニティ・スクールとの一体的な推進により、学校での教育課程と連動したプログラムの実施や、教育課程内では不足する部分の補習等の実施が可能

学校と地域住民等が連携・協働して活動に関わることにより、地域全体で子供たちの成長を支えていくための体制の構築を図る

● 現行のガイドライン・手引(3種類)を統合

コミュニティ・スクール導入の準備、運営手法、地域学校協働活動推進員の役割、自治体の伴走支援等について解説した関係資料を1つの手引に整理。

(参考) 現行のガイドライン・手引等 <https://manabi-mirai.mext.go.jp/document/guideline/>

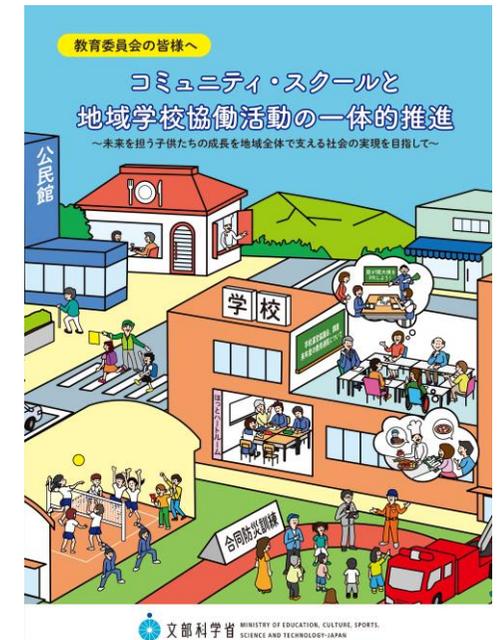
● 近年の動向を踏まえた内容を追加

- ・学校における働き方改革(法改正を踏まえた内容)
- ・地域創生2.0基本構想
- ・放課後児童対策 等

★ 現在、改訂作業中

本年度中に、イラスト、記載等を整え、確定版を公表予定

表紙イメージ



暫定版(R7.11.8現在)の内容



【今後の方針】

導入率の地域間、学校種間の格差を勘案しながら、

- CSマイスターの派遣、地域学校協働活動推進員等の配置促進、研修の充実など資質向上等への支援、全国フォーラムや優良事例の表彰などを実施することにより、
- 導入の加速化（**量の拡充**）を図るとともに、地域学校協働活動との一体的な取組の推進など、活動の**質の向上・改善**を進める。